

## 八戸市文化賞・文化奨励賞候補者募集要項

当市の文化の向上発展に貢献された方を表彰するため、候補者を募集します。

### 1. 表彰の分野

- ①芸術：文学・美術・音楽・演劇・映画・芸能・舞踊・写真・茶道・生花等
- ②学術：人文科学・社会科学・自然科学等
- ③地域文化：民俗芸能・民俗行事

### 2. 対象となる候補者

市民又は当市に活動拠点がある団体のほか、当市にゆかりのある方で、当市の文化の向上発展に功績があった方（当市出身で市外において活躍し、当市の名誉を著しく高めた方や、現在市内に住んでいなくとも、長年にわたり当市に根ざした文化活動及び市民を対象とした指導を行っている方）も対象となります。

### 3. 表彰基準

#### (1) 文化賞

次の①～③に掲げる要件のいずれにも該当する個人、又は次の①及び②に掲げる要件のいずれにも該当する基盤強固な団体を対象とします。

① 次のいずれかに該当し、特にその功績が顕著であること。

ア) 20年以上にわたり、後進の指導育成や地域文化の伝承に努め、市の文化向上に努めている者。

イ) 20年以上にわたり、該当分野の活動や作品創作を通じ、市の文化の向上及び市の名誉の高揚に寄与した者。

② 次のいずれかに該当し、当市の名誉を高揚、若しくは市民の模範とされる者であること。

ア) 全国規模の展覧会等で優れた評価を受けた者。

イ) 県規模の展覧会等で最も優れた評価を受けた者。

ウ) その分野において文化的技能等が特に優れていると評価等を受けた、又は業績をあげたと客観的に確認できる者で、(1) ② ア) 若しくはイ) 相当と認められるもの。

③ 原則として、年齢は60歳以上であること。

#### (2) 文化奨励賞

令和6年8月1日から令和7年7月31日の間に、選考分野において、上記(1)

②相当の優れた業績をあげた個人又は基盤強固な団体で、将来その活躍が期待される者を対象とします。

#### 4. 表彰について

八戸市文化賞等審査会において表彰者を選考し、11月開催予定の表彰式において表彰します。

#### 5. 推薦書類

- ① 推薦書（別紙様式1）
- ② 身上調書（別紙様式2）※被推薦者が個人の場合
- ③ 調書（別紙様式3）※被推薦者が団体の場合
- ④ 履歴書（別紙様式4）
- ⑤ その他功績を明らかにする資料（受賞概要、活動が記されたパンフレット・チラシ類、写真、新聞記事のコピー等）

※書類の記入方法や添付資料の詳細は別紙「記入要領」を御参考ください。

#### 6. 作成上の留意事項

- ① 推薦書類は、様式毎に別葉とする。
- ② 氏名は略字を用いず、必ず戸籍どおりの字画で、団体については定款・規約等に定められている正しい団体名を記載すること。
- ③ 年齢は、令和7年9月1日現在とする。

#### 7. 提出部数 各1部

#### 8. 提出期限 令和7年8月29日（金）※期限を過ぎての提出は受付いたしません。

#### 9. 申請・問合せ

申請書類は、下記の窓口まで直接お持ちください。

- ・ 八戸市観光文化スポーツ部 文化創造推進課 文化創造グループ  
（〒031-0031 八戸市大字番町10-4 八戸市美術館内）※土日休み
- ・ 電話 0178-43-9156（直通）
- ・ 受付期間 令和7年7月18日（金）から8月29日（金）まで  
（土・日・祝日は除く。）
- ・ 受付時間 8時15分から17時00分まで